

はばたけ、子どもたち！スポーツ応援金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、スポーツに関する全国大会又は国際大会に出場する者に敬意を表するとともに、その活動を応援するために支給するはばたけ、子どもたち！スポーツ応援金（以下「応援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 応援金の支給の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれをも満たす者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある市民

イ アに準ずる者として市長が定める者

(2) 次条に規定する大会に予選会（都道府県大会以上の規模のものに限る。）の成績等による選抜により出場する者（大会の主催者が認める方法により、予選会への出場を免除された者を含む。）

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当する者は、応援金の支給の対象としない。

(1) 同一年度中に応援金又は茅ヶ崎市アスリート応援金を受けた者

(2) 教科学習など教育課程上の活動により次条に規定する大会に出場した者

(支給対象大会)

第3条 応援金の支給の対象となる大会は、全国大会又は国際大会（これらの大会のうち、出場者の交流のみを目的とするもの及び予選会に出場した全ての者又は団体が出場できるものを除く。）とする。ただし、全国大会にあっては、次に掲げる団体が主催し、又は共催するものに限るものとする。

(1) 公益財団法人日本オリンピック委員会に加盟している団体（準加盟団体及び承認団体を含む。）

(2) 公益財団法人日本スポーツ協会に加盟している団体（準加盟団体及び承認団体を含む。）

(3) 公益財団法人日本高等学校野球連盟

(4) 公益財団法人日本リトルリーグ野球協会

(5) 公益財団法人日本少年野球連盟

(支給額)

第4条 応援金の額は、5,000円（団体の一員として前条に規定する大会に出場する場合であって、当該団体における応援金の支給の対象となる者が1人以上であるときは、50,000円を当該応援金の支給の対象となる者の人数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））とする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。